風水害等の警報発令時における措置について

【対象地域】「神奈川県全域」「神奈川県東部」「横浜・川崎」

のいずれかに対して発表された警報が該当します。

【対象時間】午前6時

次のいずれか1つが発令されたとき

「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」「降灰予報」

臨時休校

- ・横浜市内一斉に休業となるため、家庭への連絡(メール配信)はありません。
- ・その後天気が回復しても、その日は休校です。
- ※部活動については午前6時の時点で発令中のときは朝練、大会、練習試合はありません。
- 【登校途中・登校後に発令された場合や、風雨等が非常に激しくなる恐れがある場合】 各学校や地域の状況に応じて、

下校時間の変更をするなど、適切な措置を講じます。

「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発令されたとき

学校から「自宅待機」の連絡がない限り、原則として通常通りの登校とします。

- ※「自宅待機」は、各学校や地域の状況に応じて、登校の可否等を学校長が判断 します。
 - ・保護者判断で安全に気をつけて登校させてください。遅れて登校することになっても、 遅刻扱いにはなりません。安全のために登校させなかったり、災害発生の可能性があると の判断から登校しなかった場合は欠席になりません。この場合には、保護者の方から学校 へ連絡をお願いします。
 - ・学校の判断で、休校にする場合のみ電話連絡網(メール配信)でご家庭に連絡いたします。

上記以外の警報または注意報が発令されたとき

原則として学校は通常通りおこないます。但し,安全のため生徒を帰宅させた方がよいと判断した場合は、授業時間を繰り上げて一斉下校させることがあります。